主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

弁護人玉木昌美、同野村裕、同伊賀興一の各上告趣意のうち、憲法一三条、一四条、二一条、三一条違反をいう点は、滋賀県屋外広告物条例(昭和六〇年条例第二〇号による改正前のもの)三一条二項一号、四条一項六号、五条一号、六条一号の各規定が憲法一三条、一四条、二一条、三一条に違反しないことは、当裁判所の判例(最高裁昭和四一年(あ)第五三六号同四三年一二月一八日大法廷判決・刑集二二巻一三号一五四九頁)の趣旨に徴して明らかであるから、所論は理由がない。その余の点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よって、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。 平成七年一二月一一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	井	嶋		友
裁判官	小	野	幹	雄
裁判官	高	橋	久	子
裁判官	遠	藤	光	男